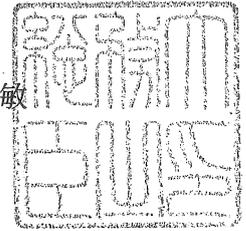




総政企第28号
平成31年1月30日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
石田 真 敏



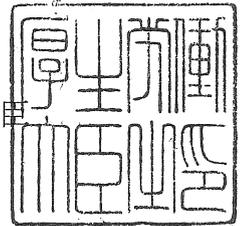
諮問第124号
毎月勤労統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成31年1月28日付け厚生労働省発政統0128第2号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

厚生労働省発政統 0128 第 2 号
平成 31 年 1 月 28 日

総務大臣 殿

厚生労働大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項に基づき承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

毎月勤労統計調査

主管部課	厚生労働省政策統括官付参事官付 雇用・賃金福祉統計室
事務担当者	寺坂 泰亮 電話：03(3595)3145 e-mail：terasaka-taisuke@mhlw.go.jp



申請事項記載書

1 調査の名称
毎月勤労統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>1～5 略</p> <p>6 報告を求めるとに用いる方法 (1) 調査組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所 厚生労働省 — 都道府県 — 報告者 ※調査員が報告者に対し、督促を行うことがある。 <u>厚生労働省 — 報告者</u> ・全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所 厚生労働省 — 都道府県 — 調査員 — 報告者 <p>(2) 略</p> <p>7～11 略</p>	<p>1～5 略</p> <p>6 報告を求めるとに用いる方法 (1) 調査組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所 厚生労働省 — 都道府県 — 報告者 ※調査員が報告者に対し、督促を行うことがある。 ・全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所 厚生労働省 — 都道府県 — 調査員 — 報告者 <p>(2) 略</p> <p>7～11 略</p>	<p>厚生労働省による直轄調査の方法を導入するため。</p>

(注)「4 報告を求めると者」の(1)数(全体の報告者数)、(2)選定の方法(層化の方法及び全数調査の範囲)については、現行の調査計画と実際の調査内容との間には相違がある。これについては、統計委員会における意見を踏まえ、可及的速やかに調査計画どおりに履行した上で、必要な見直しを行う。

毎月勤労統計調査 調査票の変更点について（新旧対照表）

変更案	変更前	変更理由
<p>○様式第1号及び様式第3号</p> <p>____ 年 月分</p> <p>この調査票は、10日までに提出してください。</p>	<p>○様式第1号及び様式第3号</p> <p><u>平成</u> 年 月分</p> <p>この調査票は、10日までに <u>都道府県庁の統計 主管課</u>に提出してください。</p>	<p>元号改定に伴う修正。なお、変更後は和暦のプレプリントとする予定。</p> <p>厚生労働省による直轄調査の方法を導入するため。</p>
<p>○様式第2号及び様式第4号</p> <p>____ 年 月分</p>	<p>○様式第2号及び様式第4号</p> <p><u>平成</u> 年 月分</p>	<p>元号改定に伴う修正。なお、変更後は和暦のプレプリントとする予定。</p>
<p>○様式第5号</p> <p>____ 年7月分</p>	<p>○様式第5号</p> <p><u>平成</u> 年7月分</p>	<p>同上</p>

調査計画（変更後）

1 調査の名称

毎月勤労統計調査

2 調査の目的

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類から成り、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

・全国調査及び地方調査

日本標準産業分類の大分類のうち、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」に属する、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所

・特別調査

上記産業に属する、調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所

4 報告を求める者

(1) 数

・全国調査

約33,200事業所（母集団の数 約180万事業所）

・地方調査

約43,500事業所（母集団の数 約180万事業所）

・特別調査

約25,000事業所（母集団の数 約220万事業所）

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）（詳細は別紙のとおり）

- ・全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「第一種事業所」という。）

事業所母集団データベースの年次フレームによる名簿を抽出名簿として、事業所を産業・規模別に無作為に抽出する層化無作為一段抽出

調査期間は3年1か月とする。毎年1月分調査で、全体の3分の1ずつ入れ替える。ただし、入替え月は入替え前の事業所も併せて調査する。

なお、平成30年1月分及び平成31年1月分調査は、調査対象事業所を一度に入れ替える旧方式からの切り替えに伴い、経過措置として、全体の半数を入れ替える。

※ただし、規模が500人以上の事業所については、全数調査とする。

- ・全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「第二種事業所」という。）

経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を無作為に抽出し、さらに、抽出した調査区内において、5～29人規模事業所の名簿を作成し、事業所を産業別に無作為に抽出する層化無作為二段抽出

調査期間は1年6か月とする。毎年1月分調査と7月分調査で、全体の3分の1ずつ、調査区を含めて入れ替える。

- ・特別調査

経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を無作為に抽出し、抽出した調査区内において、常用労働者を5人未満雇用する全事業所を抽出する集落抽出

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

- ・全国調査及び地方調査

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容

ロ 調査期間及び操業日数

ハ 企業規模

ニ 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額

ホ 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額

ヘ パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額

ト 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

- ・ 特別調査

- イ 事業所名

- ロ 主要な生産品の名称又は事業の内容

- ハ 調査期間

- ニ 企業規模

- ホ 常用労働者の数

- ヘ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

- a 氏名及び性

- b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

- c 年齢及び勤続年数

- d 出勤日数及び1日の実労働時間数

- e きまって支給する現金給与額

- f 特別に支払われた現金給与額

- (2) 基準となる期日又は期間

- ・ 全国調査及び地方調査

- 毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。

- ・ 特別調査

- 毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、（1）のへfに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から調査を実施する年の7月31日までの期間を対象とする。

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織

- ・ 全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所

- 厚生労働省 — 都道府県 — 報告者

- ※調査員が報告者に対し、督促を行うことがある。

- 厚生労働省 — 報告者

- ・ 全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所

- 厚生労働省 — 都道府県 — 調査員 — 報告者

- ・ 特別調査

- 厚生労働省 — 都道府県 — 調査員 — 報告者

(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ())

- ・全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所については、郵送調査又はオンライン調査
- ・全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所については、調査員調査又はオンライン調査
- ・特別調査については、調査員調査

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

- ・全国調査及び地方調査

毎月

- ・特別調査

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

- ・全国調査及び地方調査

提出期限は、調査月の翌月の10日

- ・特別調査

実施期間は、8月1日～9月10日

8 集計事項

- ・全国調査

次の事項について全国集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内識別一人平均月間実労働時間数及び給与内識別一人平均月間現金給与額

ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の給与について、次の集計を行う。

第2表 産業、規模別一人平均給与支給額、給与支給事業所数割合、給与支給労働者数割合及び一人平均給与支給月数

ハ 毎年9月分について、次の集計を行う。

第3表 産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数

- ・地方調査

次の事項について都道府県別に集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内識別一人平均月間実労働時間数及び給与内識別一人平均月間現金給与額

ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行うことができる。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

・特別調査

次の事項について集計を行う。

イ 全国集計する事項

第1表 産業、企業規模、性、通勤・住込み、家族・家族以外の別平均年齢、平均勤続年数、一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

第2表 産業、性、年齢階級、勤続年数階級、通勤・住込み、家族・家族以外の別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数（企業規模1～4人）

第3表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、月間きまって支給する現金給与額階級別常用労働者数

第4表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、1日の実労働時間数階級別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数

ロ 都道府県別に集計する事項

第5表 産業、性別一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

インターネット（e-Stat）及び印刷物により公表する。

(2) 公表の期日

・全国調査

毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月10日までに公表し、その他の集計事項については、集計完了次第公表する。

・地方調査

毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月中に公表し、その他の集計事項は、

集計完了次第公表する。

・特別調査

調査を実施した年内に公表する。

10 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

厚生労働大臣及び都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票等を次の表の区分により保存する。

調査名	書類名	保存期間	保存責任者
全国調査及び特別調査	記入済み調査票	3年	厚生労働大臣
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	
地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3年	都道府県知事

標本抽出方法

1 第一種事業所

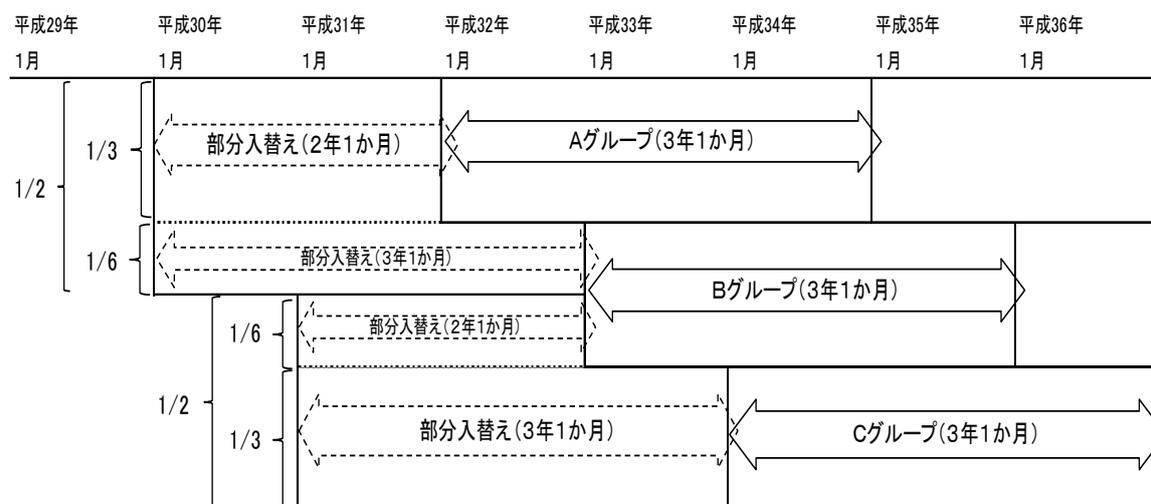
事業所母集団データベースの年次フレームにおける調査産業に属する常用労働者数 30 人以上の事業所からなる名簿を抽出名簿として、事業所を産業・規模別に無作為に抽出。

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標準誤差率が、全国調査にあつては、産業大分類、事業所規模別に 2%以内、産業中分類、事業所規模別に 3%以内、地方調査にあつては、産業、事業所規模別に 10%以内となるように行う。

毎年 1 月分調査で、全体の 3 分の 1 ずつ、新たに無作為抽出した事業所に入れ替える。ただし、入替え月は入替え前の事業所も併せて調査する。

なお、平成 30 年 1 月分及び平成 31 年 1 月分調査は、調査対象事業所を一度に入れ替える旧方式からの切り替えに伴い、経過措置として、全体の半数を入れ替える。

(イメージ図)



2 第二種事業所

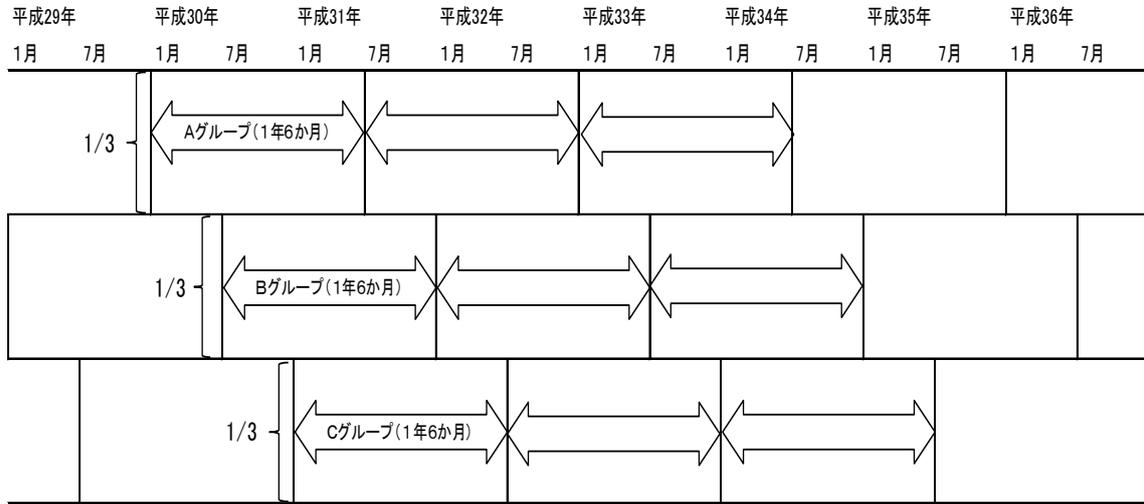
第一段の調査区の抽出は、経済センサスの「調査区」(約 22 万区)を基に、全国を約 7 万に分けて設定した毎勤調査区(第二種事業所)を母集団フレームとして、抽出に当たってはこれを 5 つの層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を無作為に抽出。

第二段の事業所の抽出は、第 1 段で抽出した調査区について、5~29 人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から事業所を産業別に無作為に抽出。

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標準誤差率が、全国調査にあつては、産業大分類別に 2%以内、産業中分類別に 3%以内、地方調査にあつては、産業別に 10%以内となるように行う。

毎年 1 月分調査と 7 月分調査で、全体の 3 分の 1 ずつ、調査区を含めて入れ替える。

(イメージ図)



3 特別調査事業所

経済センサスの「調査区」（約 22 万区）を基に、全国を約 9 万に分けて設定した毎勤特別基本調査区を母集団フレームとして、これを都道府県別に分類するとともに、層化抽出によることとし、各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を無作為に抽出。

抽出した調査区に所在する事業所のうち、調査産業に属し、常用労働者数が 1～4 人である事業所全部を調査。

標本設計は、全国でみた調査産業計の常用労働者一人平均きまって支給する現金給与額の標準誤差率が、1%以内となるように行う。

様式第1号 (第9条関係)



統計法に基づく基幹統計調査
毎月勤労統計調査全国調査票
(第一種事業所用)



厚生労働省

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

----- 日 -----

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1ヵ月間です。)

----- 月 ----- 日から ----- 月 ----- 日まで

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

----- 日 -----

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

(1) 1,000人以上 (4) 30~99人
 (2) 300~999人 (5) 5~29人
 (3) 100~299人

年 月 分

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所規模番号	※企業規模番号
		大	中	小			

※印欄は記入しないでください。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1ヵ月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)				
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。(有給休暇は含めないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。)	(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。(労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。(残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。(盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。	
男	1											①賞与	
女	2											②定昇・ベースアップ等の追給()月分から()月分	
計	3											③3か月を超える期間で算定される通勤手当	
うち、パートタイム労働者	4											その他(名称別に金額を記入してください。)	
												④	
												⑤	

◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定昇を実施した。 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
 2 ベースアップを実施した。 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
 3 操業短縮、一時休業を実施した。 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

記入担当者氏名

調査票提出年月日 年 月 日

この調査票は、10日までに提出してください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

様式第2号 (第9条関係)



政府統計

統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査全国調査票
(第二種事業所用)



厚生労働省

年 月 分

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

----- 日 -----

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1ヵ月間です。)

----- 月 ----- 日から ----- 月 ----- 日まで

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

----- 日 -----

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

(1) 1,000人以上 (4) 30~99人
 (2) 300~999人 (5) 5~29人
 (3) 100~299人

都道府県番号	調査区番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所規模番号	※企業規模番号
			大	中	小			

※印欄は記入しないでください。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1ヵ月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)				
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。(有給休暇は含めないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。)	(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。(労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。(残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。(盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。	
男	1											①賞与	
女	2											②定昇・ベースアップ等の追給()月分から()月分	
計	3											③3か月を超える期間で算定される通勤手当	
うち、パートタイム労働者	4											その他(名称別に金額を記入してください。)	

◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定昇を実施した。 4 休日にも操業、営業等の事業活動を行った。
 2 ベースアップを実施した。 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
 3 操業短縮、一時休業を実施した。 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

事業所の面接者氏名

調査票作成年月日 年 月 日

統計調査員印

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

様式第3号 (第9条関係)



統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査地方調査票
(第一種事業所用)



厚生労働省

年 月 分

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

----- 日 -----

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1ヵ月間です。)

----- 月 ----- 日から ----- 月 ----- 日まで

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

----- 日 -----

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

(1) 1,000人以上 (4) 30~99人
 (2) 300~999人 (5) 5~29人
 (3) 100~299人

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所規模番号	※企業規模番号
		大	中	小			

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1ヵ月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

※印欄は記入しないでください。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)								
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。(有給休暇は含めないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。)	(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。(労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。(残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらでしたか。(盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。					
男	1															①賞与 	
女	2															②定昇・ベースアップ等の追給()月分から()月分 	
計	3															③3か月を超える期間で算定される通勤手当 	
うち、パートタイム労働者	4																④
◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。																	
⑤ 																	

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定昇を実施した。 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
 2 ベースアップを実施した。 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
 3 操業短縮、一時休業を実施した。 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

記入担当者氏名

調査票提出年月日 年 月 日

この調査票は、10日までに提出してください。
 この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
 この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
 この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

毎月勤労統計調査特別調査票

(年 7 月 分)



政府統計



厚生労働省

1 事業所名 (電話) 局 番	都道府県 番 号	調 査 区 番 号	事業所一連番号	※産業分類番号		企業 規模 番号
				大	中	

2 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 (主要なものとは、総収入の最も多いものです。)	3 調査期間はいつからいつまででしたか。(6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1ヵ月間です。)	4 調査期間末日の常用労働者数は何人でしたか。	5 企業(同一会社に属するすべての事業所)の全常用労働者数は、何人ですか。該当する番号を○で囲んでください。 (1) 30人以上 (2) 5~29人 (3) 1~4人
	月 日から 月 日まで	人	

常用労働者について記入してください。		常用労働者とは、期間を定めずに、又は1ヵ月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。		次の者は除きます。 ○事業主又は法人の代表者 ○無給の家族従業員																	
1 氏名又は符号	2 性		3 通 勤 ・ 住 込 みの 別 (注)		4 家 族 労 働 者 である かどうかの 別		5 年 齢	6 勤 続 年 数	7 出 勤 日 数 (1時間でも就業した日は1日に数えてください。有給休暇は含めな いでください。)	8 1日の実労働時間数 (7月中の通常日の労働時間を記入してください。休憩時間は除きます。)	9 きまって支給する現金給与額 (毎月同じように支給される給与(税込み)で、残業手当を含みます。)				10 昨年の8月1日から今年の7月31日までに特別に支払われた現金給与額(夏季又は年末の賞与、3ヵ月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与の総額(税込み)です。毎月きまって支給する給与は含みません。)						
	男	女	通	住	家族	家族以外					〔1年未満の端数は切り捨ててください。〕		(100円未満は四捨五入してください。)								
	1	1	2	1	2	1	2	歳	年	日	時間	百万	拾万	万	千	百円	百万	拾万	万	千	百円
	2	1	2	1	2	1	2														
	3	1	2	1	2	1	2														
	4	1	2	1	2	1	2														

(注) 住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

備 考	面接者氏名	調査票作成 年 月 日	年 月 日	統 計 調査員印
-----	-------	----------------	-------	-------------

※印欄は記入しないでください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

毎月勤労統計調査の概要

1. 調査の目的・必要性等

(1) 種類

毎月勤労統計調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類からなる。

(2) 目的

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的の変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを、特別調査にあつては全国調査及び地方調査を補完することを目的としている。

(3) 必要性・背景

我が国経済・社会の中において重要な役割を担っている雇用労働者について、その雇用のすう勢及び給与、労働時間という基本的な労働条件の動向把握は、我が国の労働・経済政策を適切に運営していく上で必要不可欠である。

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施するもので、調査結果は、毎月、閣議報告される「月例経済報告」で言及されるほか、雇用保険や労働者災害補償保険の給付額改定の法定資料とされるなど、重要な欠かせない統計として多方面で活用されている。

このため、基幹統計調査として継続的に実施することが必要である。

(4) 調査結果の利活用

別紙のとおり。

2. 他調査との重複

本調査と重複する月次の統計調査は、存在しない。

毎月勤労統計調査結果の主な利用状況

I 厚生労働省における利用状況

- 1 失業給付の額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更
雇用保険法第18条において、年度の平均給与額（毎月勤労統計調査における4月から翌年3月までの平均定期給与額の（単純）平均値）の変動に応じ、失業給付のうち求職者給付の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等を改訂することとなっている。
- 2 労働災害の休業補償
労働基準法第76条第2項において、常時100人未満の労働者を使用する事業場については、毎月勤労統計調査における毎月きまって支給する給与に一定の変動があった場合に休業補償の額を改訂することとなっている。
- 3 労災保険の保険給付
労働者災害補償保険法第8条の2第1項第2号において、休業補償給付基礎日額は、毎月勤労統計調査における毎月きまって支給する給与に一定の変動があった場合、その変動幅に応じて改訂することとなっている。
また、同法第8条の3第1項第2号において、年金給付基礎日額は、毎月きまって支給する給与の変動幅に応じて改訂することとなっている。さらに同法第16条の6において規定される遺族補償一時金の額の算定にも用いられる。
- 4 平均賃金の算定
離職後の診断によって業務上の疾病が認められた場合等、労働基準法第12条第8項の規定に基づく平均賃金を算定する際に、平均定期給与額の変動率が参考に使用される場合がある。
- 5 未払賃金の立替払い
賃金の支払の確保等に関する法律第7条に基づく未払賃金の立替払事業のうち、立替払の最高限度額の決定に平均定期給与額が参考に使用されている。
- 6 各種審議会等の審議資料
最低賃金の決定に係る中央最低賃金審議会の審議資料として使用されている。
社会保障審議会年金部会における審議資料として使用されている。
- 7 労働時間短縮の推進
「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」（平成4年法律第90号）に基づく労働時間短縮に関する各種施策の実施において、総実労働時間（調査産業計、事業所規模5人以上、30人以上）を年換算したものが参考指標として使用される場合がある。
- 8 労働経済の分析
労働に関する経済問題の総合的な分析を行っている「労働経済の分析」、「働く女性の実情」等において利用されている。

II 他省庁における利用状況

1 経済分析（月例経済報告、経済財政白書等）（内閣府）

毎月閣議に報告される月例経済報告の中で、労働経済情勢を示す重要な指標として、賃金では現金給与総額指数、きまって支給する給与指数（いずれも調査産業計、事業所規模5人以上）の前年同月比、季節調整値及び前月比が利用されており、労働時間では所定外労働時間指数（製造業、事業所規模5人以上）の季節調整値及び前月比が取り上げられている。

また、経済問題の総合的な分析を行っている「経済財政白書」等において、労働経済情勢を示す指標として利用されている。

2 景気動向指数（内閣府）

景気動向指数は、景気の現状把握及び将来予測のために、内閣府が生産、雇用など景気に敏感な29系列を使って作成・発表しているものであるが、所定外労働時間指数（製造業、事業所規模30人以上、季節調整値）が一致系列に、常用雇用指数（製造業、事業所規模30人以上、前年同月比）が遅行系列に採用されている。

3 国民経済計算の推計の資料（内閣府）

国民経済計算の推計に際し、雇用者報酬の算定資料となっている。

4 建設工事の労務単価の算定（国土交通省）

建設工事の契約や製品単価の決定などで、人件費の算定基礎資料に利用されている。

5 人事院勧告の基礎資料（人事院）

民間給与の一般的動向の把握に使用されている。

III その他の利用状況

1 海外への紹介

I L O、O E C D等国際機関に定期的に報告されるなど、国際的にも広く利用されている。

2 民間企業における利用

イ ベースアップ等賃金改定の参考資料としての利用ほか、労働関係の基礎資料として利用されている。

ロ 民間の調査研究機関等が、景気判断、景気予測等を行う際に利用されている。

3 民事事件・事故などの補償額の算定

交通事故の補償など逸失利益算出の基礎資料として利用される場合がある。